

宇宙開発利用体制の在り方についての意見

平成 21 年 3 月 17 日
文 部 科 学 省

1. 司令塔機能の強化について

- (1) 司令塔機能の強化は重要。強力な司令塔たる宇宙開発戦略本部の下で、各府省が積極的に宇宙開発利用に取り組むことが、宇宙基本法の理念である宇宙開発利用の拡大のために効果的。
- (2) 政府横断的に実施されるべき業務として以下が考えられるが、これらは、宇宙基本計画の作成と同様に、宇宙開発戦略本部が実施すべき。
 - ① 政府全体の宇宙関係予算の資源配分に係る総合調整
 - ② 政府全体の利用ニーズの取りまとめ
 - ③ 官民の技術ロードマップの作成
 - ④ プロジェクトのフォローアップ(評価)
- (3) 予算の計上方法については、戦略本部の優先順位付けの下、各府省がそれぞれ宇宙関係予算を増額する努力を行う体制が効果的。なお、戦略本部の方針に沿って運用される調整費を、戦略本部の事務局機能を有することとなる内閣府に計上し、優先順位付けに沿って施策が確実に実施されるよう補助する経費とすることも一案。

2. 宇宙開発委員会について

宇宙開発委員会の政策機能については、本部の機能と重複することから廃止。技術的事項の移管先としては、プロジェクトのフォローアップ機能は戦略本部の下の専門調査会等、安全評価・事故調査等は宇宙活動法に係る体制の議論を踏まえて検討することが適当ではないか。

3. 利用主導の宇宙開発利用体制について

- (1) 戦略本部が利用ニーズを取りまとめ、宇宙基本計画に的確に反映すること及び、JAXA 等の宇宙機関へ、利用ニーズに基づく宇宙開発利用の方針を提示することが必要。
- (2) 宇宙開発利用は科学技術の粋を集めた総合技術であることから、技術力の弛まぬ底上げが必要。このことから、JAXA を我が国の中核的な研究開発法人として位置づけ、技術が実用利用可能な段階にまで成熟した時点で、速やかに産業界・関係府省に技術移転することが重要。その後は戦略本部の指導の下、産業界・関係府省が責任を持って実施・運用すべき。

4. 今後の JAXA の在り方について

➤ 宇宙基本法下での新たな JAXA の位置づけ

JAXA は、宇宙基本法のすべての理念の実現のために必要な技術力を支える、我が国の中核的な研究開発法人として以下を行うべき。

- ① 先進的な研究開発の実施を通じた高いレベルの技術基盤の構築
- ② 将来のために取り組んでおくべき国策としての技術課題への取り組み
- ③ 人類の夢につながる宇宙探査・宇宙科学への取り組み
- ④ 技術能力を活用した宇宙利用の支援と迅速な技術移転
- ⑤ 射場等共通宇宙インフラの整備・運用
- ⑥ 大学等との強いネットワークを活用した将来の宇宙人材の育成

➤ 所管府省について

中核的な研究開発法人たるためには、大学や他の研究機関との連携や産学官連携、人材育成等を宇宙分野を越えて横断的に所管する文科省が主管することが最適。従って、JAXA の所管については、現行の体制を基本としつつ、新たに担うことになる業務については研究開発プログラムの性格に応じて関係府省が共管等の形で関与する体制が適切。

➤ 利用主導の宇宙開発利用体制への対応

JAXA による研究開発が利用ニーズを踏まえて行われるよう、JAXA 法を改正し、事務大臣は利用ニーズを反映して作成される宇宙基本計画に基づき中期目標を作成することとする。

➤ 産業振興について

- (1) 利用の拡大のためには、実利用可能な段階にまで成熟した時点で、速やかに産業界・関係府省に技術移転することが重要。その後は戦略本部の指導の下、産業界・関係府省が責任を持って実施・運用すべき。
- (2) 文科省所管の下で、これまで通信衛星、放送衛星、気象衛星など JAXA の開発した技術が産業界・関係府省へ移転されてきたこと、また、最近ではロケット打上げサービスの民間移管、ロケット打上げの海外からの受注、国産衛星の海外からの受注など実績を挙げ始めていることを踏まえ、これらの取組みが更に進む体制とすべき。
- (3) 基本法の理念は産業振興にとどまらず国民生活の向上、人類社会の発展等を目的とするもの。JAXA法の「JAXAの目的」を改正する場合は中核的研究開発機関として全ての理念の実現に応えられるような記述とすべき。

➤ 宇宙科学について

リソースが潤沢でない我が国が効率的・効果的に宇宙科学の成果を創出するため、「大学共同利用システム」等を通じた科学コミュニティとのネットワーク力を一層充実・強化するとともに、3機関統合により得られた総合力を JAXA 一体となって発揮できるような運営に努める。

➤ プロジェクトマネジメントについて

プロジェクトマネジメントの合理化のため、プロジェクトの規模に応じた評価体制等を構築する。

5. 宇宙活動法関連業務について

宇宙活動法関連業務の実施体制については、現時点で、宇宙活動法の具体的な業務内容が必ずしも明らかでないことから、活動法 WG における議論を踏まえて検討されるべきであり、現時点で結論を急ぐべきではない。